

新潟市自治会等事務委託要綱

昭和 47 年 12 月 1 日実施
昭和 48 年 12 月 27 日改正
昭和 49 年 12 月 26 日改正
昭和 51 年 12 月 24 日改正
昭和 52 年 12 月 23 日改正
昭和 54 年 12 月 26 日改正
昭和 56 年 4 月 1 日改正
昭和 59 年 4 月 1 日改正
平成 2 年 4 月 1 日改正
平成 6 年 4 月 1 日改正
平成 10 年 4 月 1 日改正
平成 14 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正

第 1 条 目 的

この要綱は、自治会・町内会等の住民組織（以下「自治会等」という。）に委託する行政事務に関する事項及び事務委託料支出の基準を定め適正な事務の執行を図るとともに、行政の円滑なる運営に資することを目的とする。

第 2 条 自治会等の要件

事務を委託する自治会等は、地域住民の福祉向上を目的として事業を行っている団体であって、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 自治会又は町内会その他名称のいかんにかかわらず住民が自主的に組織し、民主的に運営されている任意団体であること。
- (2) 町・丁目の全部又は一部を単位として連たんした一定の区域を有すること。

第 3 条 事務の受託申出及び契約の締結

この要綱に基づき事務を受託しようとする自治会等は、すみやかに別に定める様式により申し出るものとする。

- 2 市長は前項の申し出により、その内容を審査し事務の委託をすることが適当と認めるときは、別に定める様式により委託契約を締結する。

第 4 条 事務の委託

自治会等に委託する事務は、次の各号に掲げる事務とし、委託の方法はそのつど市長が文書又はその他の方法で行う。

- (1) 行政連絡事務 行政から住民への連絡を目的とするもので、主として文書の回覧、各戸配布、掲示等の事務。
- (2) 調査事務 住民またはその他を対象とした各種の調査事務。
- (3) 一般行政協力事務 前2号以外の各種行政に対する協力および物品等の配布又は災害救援活動等の協力を求める事務。

第5条 委託料の支払等

事務を委託した自治会等に対して次の各号により委託料を支払う。

- (1) 委託料は、世帯割及び均等割の合計額とし、それぞれ次により算定する。
 - ア 世帯割 1世帯につき月額94円とし、基準日における自治会等の世帯数を乗じて得た額に月数を乗じた額
 - イ 均等割 次の表に掲げる自治会等の世帯数に応じた年1回の額

自治会等の世帯数		均等割額 (年額)
100世帯未満		5,500円
100世帯以上	500世帯未満	6,000円
500世帯以上		6,500円

- (2) 前号アに掲げる世帯割は、次の表に掲げる支払期の月数及び基準日の世帯数に応じて支払う。

支払期	支払日	基準日
第1期	6月25日	4月1日
第2期	9月25日	4月1日
第3期	12月25日	10月1日
第4期	3月25日	10月1日

- (3) 第1号イに掲げる均等割は、前号に規定する第1期に基準日における世帯数に応じて支払う。
- (4) 基準日以後に第3条及び第8条第3号並びに同条第6号の届出を受理したとき又は第7条の規定により事務の委託を取り消したときは、当該期の世帯割は月割額とする。
- (5) 基準日以後に第3条の届出を受理したときは、当該月の翌月から支払い、第8条第6号の届出を受理したときは、当該月まで支払う。また、第8条第3号の届出を受理したときは、分離前の自治会等から第8条第6号の届出を受理し、同時に分離後存在する自治会等から第3条の届出を受理したものと同一扱いとする。
- (6) 自治会等が合併した場合には、合併により消滅した自治会等に支払うべき委託料は、合併後存続する自治会等又は合併により設立した自治会等に支払う。
- (7) 自治会等が解散した場合において、当該自治会等に支払うべき委託料があるときは、そ

の清算人に支払う。

- (8) 自治会等の団体に支払う委託料は、自治会等の口座に振り込む。ただし、自治会等の代表者が委任した場合は、委任を受けた者の口座に振り込む。

第6条 算定の基礎となる世帯

前条第1号及び第3号にいう世帯とは、自治会等が第4条第1号に定める役務の提供を行う世帯のうち、次の第1号に掲げる普通世帯をいい、第2号に掲げる準世帯は含まない。

- (1) 普通世帯とは、一般家庭のように住居と生計をともにしている人の集まり、又は1戸を構えている単身者をいう。
- (2) 準世帯とは、1人の世帯で一般の家庭又は下宿などに下宿している人、もしくは間借りしている人の世帯及び単身者の寄宿舎、独身寮などの寄宿人、並びに病院、療養所の入院患者、社会施設の入所者などからなる世帯をいう。

第7条 委託契約の解除

委託契約を締結している自治会等が、第2条に定める要件を欠いたと認める場合、又は委託することが不相当と認めるときは、市長は契約を解除するものとする。

第8条 設立及び解散等の届出

自治会等が次の各号に定める事由を生じさせたときは、その代表者は速やかに届け出るものとする。ただし、第1号、第2号、第3号及び第4号の事由によるときは、前任者又は関係者ととも届け出るものとする。

- (1) 自治会等の代表者に変更があったとき
- (2) 自治会等の区域を変更したとき
- (3) 既存の自治会等から分離して新たに自治会等を設立したとき
- (4) 自治会等が合併により他の自治会等に吸収された場合、又は合併により新たに自治会等を設立したとき
- (5) 自治会等の名称を変更したとき
- (6) 自治会等が解散したとき

第9条 普通世帯等の報告

自治会等の代表者は、第5条に定める基準日における普通世帯数並びに班数又は組数を速やかに報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。